

重 要

2019年11月

平成30年度第2次補正 小規模事業者持続化補助金

＜追加公募（佐賀県災害対策型）＞で採択・交付決定を受けた事業者の皆様

日本商工会議所

「消費税率引き上げ・軽減税率導入」（令和元年10月）にかかる留意事項

本年(2019年)10月1日から、消費税率が8%から10%へ引き上げられたとともに、軽減税率(8%)の適用が開始されています。今回(佐賀県災害対策型)は、補助対象経費の遡及適用(2019年8月28日以降)が認められているため、消費税率引き上げ前の経費を補助対象経費とされるケースもあり得ますが、適用される消費税率や、支払総額に含まれる消費税額が明確に示されないと、補助対象経費の金額を正しく算定することができませんので、十分ご注意ください。

- (1) 請求日が本年10月1日以降の「請求書」を支払いの証拠書類として提出される場合には、適用される消費税率・消費税額の少なくとも一方が記載されているものをご用意のうえ提出してください(単に、「税込み」「消費税込み」のみの記載では、適用税率が分かりませんので、この場合は、すべて税率10%と判断させていただきます)。

* 例外的に現金払いが認められるケースで、店頭購入のため請求書がなく、領収書のみの場合も、適用されている消費税率や消費税額が記載されているものをご用意のうえ提出してください。

- (2) 「専門家謝金」を補助対象経費として計上する場合、補助事業者自身が作成・発行する「指導依頼書」に記載する謝金額については、適用する消費税率(8%または10%)を明記してください。

【特設ウェブサイト内「採択者向け情報のページ」の「3-3. 経費支出の関係書類と参考様式集」に掲載している「10. (専門家謝金) 指導依頼書(word)」の参考様式に、適用される消費税率の項目を追加しました。】

※消費税率の適用は、専門家に依頼した指導(サービスの提供)が完了した時点での税率となります。このため、指導期間が10月1日の前後にまたがる場合は、以下の点にご留意ください。

- ①10月1日以降に指導の全期間が終了し、謝金額を「全体で〇〇円」とする

場合は、全期間分の謝金について新税率（10%）が適用

- ② 9月30日までの指導と10月1日以降の指導で指導内容や謝金額等が切り分けられるなら、9月30日までの分は旧税率（8%）、10月1日以降の分は新税率（10%）がそれぞれ適用

- (3) 交通機関の運賃等は、「消費税率引き上げにともなう経過措置」として、実際の乗車（乗船、搭乗）日が10月1日以降であっても、9月30日までに運賃等を支払っている場合には、旧税率（8%）が適用されます（※クレジットカード払いの場合は、カードによる決済日が9月30日までという意味であり、口座引き落とし日ではありません。） ⇒例：10月1日に乗車する新幹線の切符を9月30日に事前購入

このため、実績報告書とともに提出いただく「出張旅費明細書（兼出張報告書）」には、必ず、それぞれの交通費にかかる「購入日（※クレジットカード払いの場合はカード決済日）」を記入してください。

【特設ウェブサイト内「採択者向け情報のページ」の「3-3.経費支出の関係書類と参考様式集」に掲載している「7.（旅費）出張旅費明細書（兼 出張報告書）（excel）」の参考様式に、購入日の項目を追加しました。】

また、旅費の金額の証拠書類として、「料金表またはインターネットの経路検索結果等をプリントアウトしたもの」の提出が必要ですが、実際の購入金額が表記されている時点のものを提出してください。

- (4) 複数の対象商品が一括記載された請求書等で、複数の税率適用商品があり、税込み総額に対する「値引き」（個々の対象商品ごとの値引き額が分からない）がある場合の計算方法は、以下をご参照ください。

◎複数の対象商品が一括記載された請求書等で、複数の税率適用商品があり、税込み総額に対する「値引き」（個々の対象商品ごとの値引き額が分からない）がある場合の計算方法

この場合は、「値引き」総額を、適用税率ごとの商品の本体価格の比率で按分し、適用税率ごとの値引き額を算出します。

※なお、請求書等において、個々の商品または適用税率ごとの値引き額等が確認できるときは、それに従います。

(例) 「商品A」代 2,200円（消費税率10%対象）
「商品B」代 1,080円（消費税率8%対象）

▲値引き -280 円

合計 3,000 円

⇒値引き後の「商品A」「商品B」それぞれの金額算定の考え方

・値引き前の本体価格

「商品A」=2,200 円×(100/110)=2,000 円 ※税率 10%対象商品

「商品B」=1,080 円×(100/108)=1,000 円 ※税率 8%対象商品

・適用税率ごとの「値引き額」

税率 10% (商品A) : 280 円×(2,000/3,000)=187 円

税率 8% (商品B) : 280 円×(1,000/3,000)=93 円

・値引き後の税込み価格

「商品A」=2,200 円-187 円=2,013 円

「商品B」=1,080 円-93 円=987 円

・値引き後の本体価格 (※「消費税抜き額を補助対象経費に計上する補助事業者」についてのみ必要)

「商品A」=2,013 円×(100/110)=1,830 円 *消費税額 183 円

「商品B」=987 円×(100/108)=914 円 *消費税額 73 円

<本件担当>

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局

TEL : 03-6447-1691

【平成 30 年度第 2 次補正<追加公募 (佐賀県災害対策型)>の電話番号】

*問い合わせ対応時間 : 9:30~12:00、13:00~17:30

(土日祝日・年末年始を除く)

URL : 【<追加公募 (佐賀県災害対策型)>】

<https://h30.jizokukahojokin.info/saga/>